

# 消費税増税による県民所得等への影響について

茨城県企画部統計課 企画分析グループ 島田 康裕

## I はじめに

平成26年度茨城県県民経済計算推計（平成29年1月23日公表）の結果、茨城県の県内総生産（名目）（以下、「名目GDP」という。）は平成26年度1.7%（対前年度比、以下同様）のプラス成長となった一方で、「一人当たり県民所得」は-0.1%のマイナス成長となった。

その主な要因は、名目GDPには「生産・輸入品に課される税」（消費税等）、固定資本減耗（原価償却等）が含まれている一方、「一人当たり県民所得」の分子に当たる「県民所得（要素費用表示）」にはそれらが含まれていないうえ、消費税増税分を超える増加幅に至らなかったため、「県民所得（要素費用表示）」が前年度比マイナスとなることから、「一人当たり県民所得」もマイナスとなったことによる。

以下この要因を解説するとともに、県民可処分所得との関連についても述べる。

## II 県民所得の要素費用表示と市場価格表示について

県民経済計算における「一人当たり県民所得」は、次のように定義される。

$$\text{一人当たり県民所得} = \frac{\text{県民所得（要素費用表示）}}{\text{総人口}}$$

ここで、要素費用表示とは市場価格表示から生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加算したものである。

つまり、

$$\begin{aligned} \text{県民所得（要素費用表示）} &= \text{県民所得（市場価格表示）} \\ &\quad - \text{生産・輸入品に課される税} + \text{補助金} \\ &= \text{県民所得（市場価格表示）} \\ &\quad - \text{生産・輸入品に課される税（控除）} + \text{補助金} \\ &\text{となる。} \end{aligned}$$

上記、生産・輸入品に課される税は、消費税等からなる間接税や固定資産税等から構成される。平成26年4月に消費税が増税されたので、その分、生産・輸入品に課される税も増加した。

ここで、県民所得（市場価格表示）の増加額が「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」の増加額より小さければ、県民所得（市場価格表示）がプラス成長となっても、県民所得（要素費用表示）はマイナス成長となる。

【表1】 県民所得とその内訳

単位：百万円	平成25年度	平成26年度	増減額	増減率(%)
県民所得(市場価格表示) A	9,947,314	10,055,196	107,882	1.1
生産・輸入品に課される 税(控除)補助金 B	883,247	1,042,575	159,328	18.0
県民所得(要素費用表示) A-B	9,064,067	9,012,620	-51,447	-0.6

平成26年度茨城県県民経済計算より（以下同様）

本県の場合、県民所得（市場価格表示）の増加額が約1079億円、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」の増加額が約1593億円となり、後者の方が大きくなったので、県民所得（要素費用表示）は約514億円減少している（表1）。結果、県民所得（市場価格表示）はプラス成長となったが、県民所得（要素費用表示）はマイナス成長となった。

## III 県民所得（市場価格表示）と名目県内総生産について

県民所得（市場価格表示）と名目GDPの関係については、

$$\begin{aligned} \text{県民所得（市場価格表示）} &= \text{名目県内総生産（名目GDP）} \\ &\quad + \text{県外からの所得（純）} - \text{固定資本減耗} \\ &\text{となる。} \end{aligned}$$

※本稿は、著者個人の責任で執筆されており、茨城県企画部統計課の見解を示すものではない。また、本稿の詳細版は、本課ホームページ（URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/datamining/index.html>）で公表している。なお、本稿で用いる用語は、SNA（国民経済計算）で用いられるものであることに注意されたい。

## ■統計の窓



【表2】 県民所得と県内総生産との関係

単位：百万円		平成25年度	平成26年度	増減額	増減率(%)
名目GDP	A	11,417,816	11,612,394	194,577	1.7
固定資本減耗	B	2,184,144	2,231,333	47,189	2.2
県外からの所得(純)	C	713,642	674,134	-39,507	-5.5
県民所得(市場価格表示)	A - B + C	9,947,314	10,055,196	107,882	1.1

表2から、名目GDPがプラス成長である一方で、「県外からの所得(純)」が減少し、固定資本減耗が増加することで、県民所得(市場価格表示)が押し下げられる結果となっていることがわかる。結果、名目GDPの成長率は1.7%に対して、県民所得(市場価格表示)の成長率は1.1%と低下している。なお、「県外からの所得(純)」とは、県外からの財産所得(利子・配当等)及び雇用者報酬(給与等)の受取から支払を控除したものである。

### IV 県民可処分所得について

県民所得(市場価格表示)に「その他の経常移転(純)」を加えた県民可処分所得も平成26年度は-0.1%とマイナス成長となった理由について以下に述べる。(表3)なお、「その他の経常移転(純)」とは、年金等の社会保障給付等の受取から法人税等の経常税等の支払いを控除したものである。

【表3】 「県民可処分所得」の内訳

単位：百万円		平成25年度	平成26年度	増減額	増減率(%)
県民所得(市場価格表示)	A	9,947,314	10,055,196	107,882	1.1
その他の経常移転(純)	B	944,099	821,983	-122,116	-12.9
県民可処分所得	A + B	10,891,413	10,877,179	-14,234	-0.1

まず、消費税については、「その他の経常移転(純)」のうち、政府部門の支払い項目のうちの一部となる。このことから消費税額(厳密には地方消費税を除いた分)は、県外への支払いとなる。(県民→県内小売業等→県内所管税務署→国税庁：東京、といった貨幣の流れをイメージするとよい。)

ここで、「県外への支払い」を上回る「県外からの受取」がない限り、県民可処分所得は減少する。したがって、消費税増税により、「県外への支払い」の増加分よりも「県外からの受取」が増加しない場合、他の条件が仮に一定ならば、県民可処分所得はマイナスとなる。

【表4】 一般政府部門の「その他の経常移転(純)」の内訳

単位：百万円		平成25年度	平成26年度	増減額	増減率(%)
①所得・富等に課される経常税(受取)		777,398	782,293	4,895	0.6
②社会負担(受取)		1,136,735	1,165,364	28,629	2.5
③その他の経常移転(受取)		1,612,512	1,635,271	22,758	1.4
④現物社会移転以外の社会給付(支払)		1,414,759	1,419,311	4,552	0.3
⑤その他の経常移転(支払)		731,699	885,742	154,044	21.1
※①+②+③-④-⑤		1,380,188	1,277,875	-102,313	-7.4

※一般政府部門の「その他の経常移転(純)」

実際の県民経済計算の数値をみても、表4(一般政府の「政府制度部門別所得支出勘定」から作成)からわかるとおり、一般政府部門の「その他の経常移転(純)」は全体で約1023億円減少(-7.4%)しており、そのうち、⑤「その他の経常移転(支払)」(中央地方政府間の経常移転等から構成され、消費税の移転もこれに含まれる)の増加額が約1540億円(+21.1%)となっており、増加額が最も大きい。支払額以上に受取額が増えていないので、全体でみた「その他の経常移転(純)」が減少している。(なお③と⑤は「その他の経常移転(純)」の内数である。)

【表5】 「その他の経常移転(純)」の内訳

単位：百万円		平成25年度	平成26年度	増減額	増減率(%)
非金融法人及び金融機関		-358,008	-351,412	6,596	1.8
一般政府		1,380,188	1,277,875	-102,313	-7.4
家計(個人企業を含む)		-185,767	-222,657	-36,890	-19.9
対家計民間非営利団体		107,685	118,177	10,491	9.7
その他の経常移転(純)計		944,099	821,983	-122,116	-12.9

更に、表5から県内の全部門(=非金融法人及び金融機関+一般政府+家計(個人企業を含む)+対家計民間非営利団体)でみると、「その他の経常移転(純)」は約1221億円減少(-12.9%)しており、そのうち一般政府の減少分が1023億円を占めていることがわかる。

以上から、県民所得(市場価格表示)の増加の一方、県民可処分所得全体が減少したのは、「その他の経常移転(純)」が減少したためといえる。(表3)